

宮崎県農政水産部ホームページへの広告掲載の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県農政水産部が管理するホームページ（以下「県農政水産部ホームページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、宮崎県農政水産部ホームページへの広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告の掲載位置等)

第2条 要綱第3条の広告は1社1枠とし、位置及び枠数はトップページに10枠程度とする。

(広告の種類)

第3条 要綱第6条第1号の広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第6条第2号の広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさ
（パソコン版）縦45ピクセル、横180ピクセル
（スマートフォン版）縦68ピクセル、横272ピクセル
パソコン版は、スマートフォン版の原稿を縮小して表示。
- (2) 形式
J P E G ・ G I F形式（アニメーション不可）
- (3) データ容量
30キロバイト以下
- (4) 画像のALT属性
【広告】 広告に記載されている文字列（広告主名）

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第6条第3号の広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、次の当該各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの
（例）「閉じる」、「キャンセル」、「×」等の表現
「警告」、「注意」等のアラートマーク等の表現
ラジオボタン等選択が可能であるような誤解を与えるもの
リンク先がソフトウェア等のダウンロード画面である
リンク先がPDF、Word、Excel、PowerPoint、画像、音声及び動画等 等
- (2) 実際には機能しないもの
（例）入力できるように見えるテキストボックス
下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー 等
- (3) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
（例）「職員採用情報」等、県ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現
- (4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告の制限事項)

第6条 要綱第6条第4号の規定による広告の制限事項として、広告の表現、配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(広告掲載の時期)

第7条 県は、要綱第10条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として要綱第7条第2項に規定する広告掲載開始日の午後5時までに掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した原稿を、原則として要綱第7条第3項に規定する広告掲載終了日の午後5時までに削除するものとする。

(広告掲載料)

第8条 要綱第11条の広告掲載料は、1枠あたりの月額を30,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、各月の10日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。